

令和元年度第6回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和元年9月10日(火)
招集場所	米子市淀江支所 2階大会議室
開 会	午後2時30分
出席農業委員	1番 足立寛隆委員 2番 泉新一委員 3番 井田時夫委員 4番 伊塚定弘委員(会長職務代理) 5番 遠藤泰三委員 6番 大太勇三委員 7番 大縄敬次委員 8番 木村美紀委員 9番 公本英夫委員 10番 小西淳一委員 11番 角力委員 12番 高西史郎委員(会長) 13番 高橋敦美委員 14番 田中豊委員 17番 森中喜輝委員 18番 矢倉篤實委員 19番 吉澤一誠委員
欠席農業委員	16番 中本公平委員
出席推進委員	大東清彦委員 影嶋六郎委員 田邊雄一委員 佐々木知俊委員 小林秀美委員 大塚清徳委員 田口正廣委員 西村茂春委員 松本裕三委員 尾坂宣雄委員 植田直道委員 田中英省委員 高西早苗委員
事務局	宅和事務局長 日浦担当事務局長補佐 田村係長 妹尾主幹 高田主幹
傍聴人	なし
日 程	1 農地法各条申請地現地調査 2 会長あいさつ 3 議事録署名委員の指名 4 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について ウ 第3号 農地法第30条に基づく利用状況調査に係る農地・非農地の認定について エ 第4号 米子市農用地利用集積計画の決定について

カ 第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について

5 報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (3) 非農地現況証明について
- (4) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (5) 農地転用現況確認書の交付について
- (6) 相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について
- (7) 県農業会議会議員の事務報告
- (8) その他

議事開始 午後2時30分

議長（高西会長）

それでは、第6回農業委員会総会を開きます。

それでは、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

それでは、議席番号9番の公本委員と議席番号10番の小西委員にお願いしたいと思います。

本日の欠席は、中本委員です。

それでは、審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは、4ページ番号23の三本松4丁目について審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾主幹）

番号23の三本松4丁目について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲受人が、所有の田と一体となっております農地を譲渡人と合意され、売買で取得しようとするものです。取得後の経営面積は41アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

小西農業委員

23番の議案について説明いたします。現地調査は9月4日、調査委員は小西委員、佐々木推進委員です。申請地は、境線の三本松口駅の近くで、一般住宅とアパートに挟まれた田んぼです。20平方メートルの農地ですけど、受人の田んぼと一体化されておりまして、聞きましたら30年位前から自分の所が作っているということで、一見しただけではどこがその20平方メートルの農地なのか分からないと、

稲が植わって稲作がたわわに実っているというような状況です。20平方メートルの小さな所ですけど、農地としてきちっと管理されておりまして問題無いと、引き続き今まで管理していた方が買われるという事です。特に問題は無いと思いますので、審議をお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

無いようですので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、番号24の尾高と番号25の尾高について関連しますので一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾主幹）

失礼します。番号24番および25番の尾高について一括して説明いたします。詳細は議案のとおりです。まず番号24号は、譲受人が自宅裏の農地を耕作するために譲渡人と合意され、売買で取得しようとするものです。番号25号は、譲受人が以前より管理をされていた農地を双方での話し合いで、贈与で取得しようとするものです。取得後の経営面積は2件合わせて53アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

尾坂推進委員

24番、25番の議案について説明いたします。現地調査は8月28日、調査委員は中本委員、尾坂推進委員です。申請地は、岡成集落近くの田1筆2、119平方メートルです。これについては売買で取得されます。25番につきましては、1筆1、063平方メートルを贈与によって取得されるものです。この農地は、受人が以前から耕作と管理をしており、この度合意され所有権移転を行うものです。受人

は、島根県の方ですけども、こちらの方に住居を求めていらっしゃるしまして、農地を近くに求めたいということで、この申請に至ったものです。安来市で田を2反、畑を1畝ほど耕作されておりまして、農業委員会からの証明書も出ておりますのでお伝えします。特にこの地区は構造改善をしていない地区ですが、機械をお持ちでして、耕起したりして、非常に地域の為に農業をしっかり頑張っておられますので、この件につきましても特に問題はないと考えますので、ご審議をよろしくお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

これは、島根県の方が尾高に住所を変えられたということですか。

尾坂推進委員

はい、そうです。

議長（高西会長）

分かりました。

他にありませんか。

無いようですので採決したいと思います。番号24の尾高と番号25の尾高について、異議のない方は挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、番号26の日下と番号27の日下について関連しますので一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾主幹）

失礼します。番号26番および27番の日下について一括して説明いたします。詳細は議案のとおりです。共に譲渡人が農地の売買を希望されていたところ、地元で農地を探していた譲受人と合意され、売買で取得しようとするものです。取得後の経営面積は323アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出

書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

高橋農業委員

本件につきましては、推進委員の植田さんの方から説明してもらいます。

植田推進委員

26番、27番の議案について説明いたします。現地調査日は8月29日、調査委員は高橋委員、植田推進委員です。まず26番についてですが、〇〇の東側に位置し、かつて米子市の誘致企業がありました跡地で、現在は〇〇があります。その北側に位置している山に囲まれた谷あいにある田んぼです。現在は米を作っておられませんが、草刈り等を行い維持管理されておられる状況であります。次に27番についてですが、この案件も〇〇の東側の山の中腹にあります土地で、かつては梨を作っておられましたが、現在は作っておられないので、いわゆる1号遊休農地となっております。受人さんは、現在和牛を飼っておられまして、今回の売買の目的は、両農地を採草放牧地とする計画とお聞きしております。なお、受人さんは、県地区において営農する認定新規就農者となっております。許可については問題ないと考えます。以上です。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

無いようですので採決したいと思います。番号26の日下と番号27の日下について、異議のない方は挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、番号28の彦名町について審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾主幹）

失礼します。番号28の彦名町について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は譲渡人が、耕作が困難となった畑を親せきに相談し、親せきである譲受人が了承したため贈与を行うものとなります。取得後の経営面積は87アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

田口推進委員

28番の議案について説明いたします。申請地は、彦名の畑1筆396平方メートルの農地となります。現地調査日は8月31日、調査委員は公本委員、田口推進委員です。本件は、譲り渡し人が高齢により耕作が困難となった畑について、いどこにあたる譲受人に耕作を依頼したところ、贈与なら耕作しても良いという事で本件の申請に至ったものであります。譲受人は、田を3反5畝、畑を1反4畝ほど耕作されている方です。譲受人の地元である河崎の推進委員である山中推進委員に連絡し確認をいたしました。また、私も若干知り合いの方です。耕作並びに管理について確認しました。許可については問題ないと思われしますので、審議よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

無いようですので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、5ページ議案第2号をお願いします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、6 ページ、番号 5 4 の彦名町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

公本農業委員

5 4 番の議案について、説明いたします。現地調査で回った農地ですが、詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は一般住宅です。9 月 4 日に公本委員、田口推進委員で現地確認しました。造成については、道路よりは高いくらいに盛土をするということです。三角地帯の農地ですので、南側の方に境目の擁壁コンクリートブロックをするということです。雨水の排水は、敷地内の新設溜桝から市道沿いの既設道路側溝へ流します。汚水の排水は、合併浄化槽から同じく既設の道路側溝へ流します。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意も確認しました。開発許可についても見込みがあることを確認しております。農地区分は、集団農地で第 1 種農地に該当しますが、ちょっと私が未熟な点が多かったために、事務局の高田さんに指導をいろいろ受け、都市計画法 3 4 条の 1 2 号に該当するから第 1 種農地でも住宅が建つという事を確認しました。転用について問題はないと思われまので、審議よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号 5 5 の両三柳について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

大縄農業委員

5 5 番の議案について、説明いたします。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は貸駐車場です。9 月 2 日に大縄委員、山中推進委員で現地確認しました。造成については、現状のまま使用します。雨水の排水については、地下浸透で余水は農業用排水路へ流します。また、隣接の畑への影響を考慮し、1 メートルの緩衝地を設けます。汚水は発生しません。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意も確認しました。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内で第 2 種農地に該当します。転用については特に問題はないと思われまので、よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号56の東八幡について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

森中農業委員

56番の議案について、説明いたします。詳細は議案および別紙のとおりです。譲受人は現在、民間のアパートに住んでおられて子供さんと3人暮らしということでありまして、いつまでもアパートに住むという事にはならないという事で土地を探しておられたら、両親の近くに土地を分けてやってもいいという話があって、それで申請に至ったものであります。造成について、盛土が40センチ程度、周囲についてはブロックを3段積として壁を設けるということであります。雨水の排水は、敷地内の溜め桝から隣接道に沿って流れている農業用水路へ流す計画です。汚水の排水は、農業集落排水へ接続します。隣接農地者の同意、実行組合の排水同意、箕蚊屋土地改良区の同意を確認済です。開発許可についても見込みがあることを確認しております。農地区分は、規模が10ヘクタール未満の農地であるため第2種農地に該当します。現地につきましては、田邊推進委員と現地調査をし、転用について何ら問題はないと確認しておりますので、審議をよろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

田中農業委員

先程もありましたが、都市計画法第34条というのをちょっと教えていただけますか。

事務局（高田主幹）

都市計画法第34条というのは、市街化調整区域の立地基準ということでございまして、12号というのが分家住宅とか連たん区域でとれる住宅の要件等の開発の許可というものでございます。

議長（高西会長）

分かりましたかいね。

田中農業委員

分かりました。

議長（高西会長）

他にありませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、7ページ、議案第3号をお願いいたします。

農地法第30条に基づく利用状況調査に係る農地・非農地の認定について、別表の土地について、農地法の運用についての第3の1の(3)のウの規定により議決を求めます。それでは、8ページ番号1から15ページ番号208を審議します。事務局から説明してください。

事務局（宅和事務局長）

机の上に、全体図と詳細図の航空写真を置いておりますので、参照いただきたいと思います。なお、地権者から農地として再生する意向があった場所は判断の対象から除いております。それでは説明します。

番号1から26の青木ですが、全体図の1ページ目、詳細図の1ページから3ページになります。

次に番号27から番号69の榎原ですが、全体図では2ページ目、詳細図では、4ページから8ページになります。

次に、番号70から番号208までの日下ですが、別冊になっておりますが、全体図の3ページ、詳細図では9ページから14ページです。全て現況は山林又は原野であり、非農地であると考えます。以上ご審議お願いいたします。

議長（高西会長）

事務局の説明が終わりましたが、なかなか分かりにくかったと思いますが、何かご質問ご意見ございませんかいね。

田邊推進委員

榎原の8番は、図面で見ると田んぼみたいな感じがするけど、これは荒廃地ですか。

事務局（宅和事務局長）

現況は、原野の状態です。水田になっている所は違います。

議長（高西会長）

もうちょっと良く分かる方法は無いかや。筆毎に一覧表とかは出来んのか。

事務局（宅和事務局長）

筆事の一覧表は、こちらの表のとおりあります。

森中農業委員

非農地ということで、田とか畑の登記簿の地目であればそうだけでも、原野なり山林なりの登記簿地目が非農地で出てきたというのは、何か理由があるだかいな。

事務局（宅和事務局長）

登記地目が原野、山林でありましても、現況が田畑や樹園地である場合があります。日下とか福万はかなり多いです。現況が農地として農地台帳に登載しているものについては、手続きを踏まないと、農地台帳から落とすことが出来ませんので、上程させてもらっているところです。

森中農業委員

登記簿では何で原野になっているのか。

事務局（宅和事務局長）

それは、元々は原野だったところを開墾されたのではないかと考えております。

森中農業委員

それが農地対象になっているのがおかしいと質問したのだけど、大体そういう登記簿がもう原野、山林になって、自然に農地から外れるというふうに思うんだけど、それが改めてここに出て来るとというのがちょっと理解出来ん。

事務局（宅和事務局長）

事務局の判断で現地を見ただけで農地台帳から落とすのはちょっと乱暴ではないかと思えます。総会の場で決定する必要があると事務局では思っております。

森中農業委員

現地の現況と登記簿という事と違って、現況が原野ならここに出てくるでしょうけども、登記簿も原野なり山林なりであるのに、何で改めてここに出て来るのかというのがいかがかと。

事務局（宅和事務局長）

農地台帳に農地として登載されているからです。

議長（高西会長）

それは戦後食糧難の時に山林を、旧淀江町なんかも百塚とかありますけども、その時は村組織だったけども、それを払い下げて農地にして、それが農地台帳に載っていると思うんです。ただ取得された人がそれを登記せずにそのままにしているから、こういう現状だと思うんです。今までも淀江であったですけども、何で登記をしなかったのかというのですねえ、登記料が高くてしなかったというような事がありました。それでこういう具合に農地台帳に載っているものは、農業委員会にかけて、皆さんの承認を得て原野にすると。それで地権者にはその事をきちんと連絡して農地台帳から削除するという事です。

森中農業委員

あのう、登記簿地目が原野とか山林になっている。現況がそういう原野とか山林なら会長の説明で分かるけども、登記簿地目が原野とか山林になっているものが、なぜここに出てくるのかということが理解出来んと。

議長（高西会長）

それはさっきも言ったように、取得された地権者が登記されなかったから、そのままになっていた。役所には農地だと言って農地台帳に載っていたのです。

森中農業委員

なんで、登記が。

議長（高西会長）

それは本人しか分かん。

森中農業委員

登記簿として原野になっているんだよ、全てが。

議長（高西会長）

分かりませんか。

伊塚農業委員

最初にねえ、この話が出た時に、現地調査にいつも行ってねえ調べたら、おじいさんおばあさん達が戦争の最中からよくぞこんな山の中に畑作っておられるというのが初めて分かったんです。五千石なんか伯耆町との境なんか山です。そこを中に入って来て全部開墾された。よくぞここまで頑張られたなというのが本音です。それをきちんとしたという事です。

森中農業委員

そうすると、聞きますけども、登記簿が原野であったものを耕して畑にしておったという事か。

伊塚農業委員

そうです。それがそのまま放棄されて。

森中農業委員

それは農地台帳にも載っていたってことか。

伊塚農業委員

載っていました。

議長（高西会長）

それは、村から今は市町村になっていますが、その村から払い下げてもらって、農地を目的に払い下げている訳ですので、それで本来なら、今は登記せずに投げとくという事はあんまり無いでしょうけど、その当時は、登記をすると登記料が高いということで、農地という届出をして農地台帳に載せて、山林だったり原野だったりしてそのまま残って現在まで来ているという訳、登記簿上はね。

森中農業委員

いや、そうじゃないでしょう。ここは登記簿地目でしょ。登記した地目がここに載っているでしょう。

議長（高西会長）

地権者に言わないと、ここで言ったってしょうがない。

田口農業委員

浜の事を言わせてもらおうと、畑に家が建っているでしょ、それがずっとそのまま投げたまま。それを非農地にする。その逆です。

森中農業委員

そういうものはあると思うけど、ここで登記簿の地目が原野や山林になっているのに、当然それは非農地として扱われているもんだと私は理解している訳だ。それがここで、何で改めて非農地として出てきたのかというのが。

議長（高西会長）

それは、さっきから事務局が言っていますが、農地台帳に載っているんで、それをきちんと農業委員会にかけて承認を貰って山林原野にすると、そうでしょう事務局。

事務局（宅和事務局長）

はい。

議長（高西会長）

そういうものを整理しなさいって行政から指導があるんです。国や県から。

伊塚農業委員

まだたくさんありますよ、そのままになっているのが。

森中農業委員

整理するのはいいですよ、いいけども、聞いているのは、登記簿の地目が既になっておるのに、総会に改めてまたここに出て来るというのがどういうことですかということ。

議長（高西会長）

何回も一緒な事言わせないように、森中さん。次に進めます。

他に質問ありませんかいね。

そういたしますと採決をしたいと思います。

異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、非農地と決定とします。

続いて、16ページ、議案第4号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。それでは、利用権設定各筆明細について、19ページ番号9-1から番号9-2を審議します。事務局から説明してください。

事務局（田村係長）

利用権設定各筆明細について説明いたします。

19ページ番号9-1は借受人の希望による貸付です。9-2は再設定です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、21ページ、農地保有合理化事業により機構が転貸を行う場合について、番号9-1を審議いたします。

事務局から説明してください。

事務局（田村係長）

21ページ番号9-1は、旧農地保有合理化事業において、機構が平成19年度から借り受け、転貸していた農地がありましたが、借受人が途中で解約されたため、機構が借り受けていた残りの期間について新しい就農者に対して転貸を行うものです。期間満了後は、引き続き中間管理事業で借り受ける予定となっております。以上よろしく願いいたします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、23ページ、農地中間管理権を取得する場合について、番号9-1から25ページ番号9-9を一括して審議いたします。

事務局から説明してください。

事務局（田村係長）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。23ページ番号9-1から25ページ番号9-9まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。今月の設定分の合計で、Aは地権者の意向によるもので6件、Bは相對の契約から中間管理事業への切替で0件、Cは合理化事業から中間管理事業への切替で0件、Dは期間満了による更新で3件です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、27ページ、議案第5号をお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、別紙農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、28ページ番号1から30ページ番号9までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（田村係長）

今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。

28ページ番号1から30ページ番号9まで、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。

番号1から番号9の選定理由は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。
続きまして番号10を審議します。関係者の〇〇委員の退席を求めます。
事務局から説明してください。

事務局（田村係長）

30ページの番号10は、近隣は場の耕作者であるため配分するものです。番号10の選定理由は以上です。ご審議よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。
そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。
挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。田中委員の着席を求めます。
審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（日浦担当局長補佐）

報告いたします。
33ページの農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、3件を受理しています。
次に、34ページから36ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について11件を受理しています。
次に、37ページから40ページの非農地転用現況証明について、20件を証明しています。
次に、41ページから43ページの地目変更登記に係る照会に対する回答について、鳥取地方法務局に対して、3件を回答しています。
次に44ページの農地転用現況確認書交付について、3件を交付しています。
次に45ページの相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について、1件を証明しています。
報告は以上です。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

角農業委員

今、非農地証明の所がありましてけども、太陽光を付ける場合ですねえ、非農地証明で出す場合と5条で出す場合の両方があるって、39ページあたりの所は全部太陽光に関わるところなのですけども、どちらがいいのか、何か分けがあるのかというのを聞きたいですけども。

事務局（宅和事務局長）

現況が、農地性が有るか農地性が無いかの判断になります。現況に農地性があれば転用許可ですべきでしょうし、現況が原野山林状態で農地性が無ければ非農地証明の方ですというような事になっております。

議長（高西会長）

角さん、分かりましたでしょうか。

それですねえ、今、事務局に私がお願いしている事は、特に太陽光については、ここでもいろいろ申請が出て、幸いにして営農型は米子ではありませんけども、今、事務局に聞きますと、営農型をしたいという業者がおられるようで、何回も相談にこられるようですけども、まあやっぱりいけん所もあればいけんということをおねえ、最終的に私も業者の方とお会いしてきちんと質して、それからどんな具合にするかという判断をしないといけないと思っております。

近いうちに運営委員会を開かしていただいて、太陽光についてはどういう事を留意して、まあ相談があった時や現地調査の時にしないといけない事をきちんとして、それから5条申請の場合も、例えば住宅がどこで、家族が何人でとか、そんなものは直接には農業委員会の審議には関係ないものですから、もうちょっと分かりやすくするように、きちんとそういう資料をまとめて運営委員会にかけて、皆さんに相談をかけて、今後はその様に分かりやすく合理的にやっていきたいと思っておりますので、ひとつその辺もご理解いただいて、今しばらく待っていただきまして、運営委員さんにはご案内しますので、その時にはよろしくお願ひしたいと思ひます。

今ですねえ、非農地証明という申請があれば、まず事務局で受けて、それで地区の委員さんと最適化推進委員さんに現場を見てもらって、

まず相談してということで。地区の委員さんや最適化推進委員さんが、これなら非農地だという事になれば、非農地の証明を申請してもらってするという事で、安易に非農地証明という事ではいけませんけども、それをきちんと事務局、守っているでしょう。

事務局（宅和事務局長）

はい。

議長（高西会長）

その様にしておりますので、そう間違いは無いと思います。

角農業委員

間違いは無いと思います。

田口推進委員

角さんが言われたのは、やはり決済金の問題があると思うんです。昔は、漏れが結構あったんです、非農地にすると。米川土地改良区の実情が分からないままに非農地になると、決済金無しで転用が出来るということが有り得る事として。転用になればきちんと書類を出すからそれで良かったです。

田邊推進委員

それは非農地でも貰うでしょう。

田口推進委員

貰うようになったけど、漏れがあるんです。

議長（高西会長）

それは、米川土地改良区できちんとしとかれんと。
他に何かありませんか。

大太農業委員

さっき言われた営農型の太陽光は、どんな手続きが必要でしょうか。

議長（高西会長）

営農型の太陽光は、一時転用です。それで、そこで何を営農するかと、作付けた作物の標準の収穫量の80パーセント以上収穫せんと取消になります。それで一時転用っていう事は、どこをどんな具合にして転用するのかと言いますと、農地に支柱を建てて、そうしてその支柱の面積だけを寄せてそれを一時転用でやる訳です。それで一時転用は3年間で限度ですから、3年に一度、一時転用の延長をしないとイケないです。その時に、米子市では営農型はありませんが、東部、中部ではあるので、それが実際には作付している作物の収穫が80パーセント以上なんていうのは無いようで、まあ色々問題があって、それなら誰が今までチェックしたかという事ですが、本来は国は地方自治体の普及員あたりにという事だったようですが、それがどうも明確で無かったようで、実際にはして無いという事で、それで鳥取県では申請があった時には、事前に状態を見て、いけんなら取り消すという事にはなっていますが。この間も農業新聞に出ていましたけど、2,000平方メートルほどの農地に水稻を耕作するっていうわけですね。普通考えると水田に太陽光を建てて、米が本当に作れるかどうかと。それでその計画は2,000平方メートルあまりの面積にですねえ、360平方メートルほどの太陽光をする訳です。それで、支柱の高さは3メートルにして、3メートルの上にメガソーラーを、2,000平方メートルの面積に360平方メートルのパネルを張るという訳ですねえ。それで、そうすればトラクターや田植え機やコンバインでも使われると。ただ、支柱があってパネルをしている所は、機械が入らんのでそこは手ですと。それで、太陽の光はどうかということですが、それは大体46パーセント位の日が当たれば、米の生育には関係ないというような事で、まあそういうような事ですが、実際には営農型では一時転用で、その場合は、面積がですねえ5平方メートルだったですか、一時転用の面積は。ですので実際の考えでは、何かこう納得いかない、まやかしみたいな事ですが、まあそういう事もきちんとして米子市の農業委員会では、皆さんがよく統一に理解をされて対応していただくようにと思って、さっきも言いましたように

近いうちに委員会を開いて、きちんと決めたいと思いますので、その時にまたよろしくお願ひしたいと思います。

他にありませんか。

公本農業委員

ソーラーと違うのですけども、先日も事務局の方に連絡はしたのですけども、安倍の推進委員さんの畑で女性が一生懸命木を抜いておられるんですよ。てっきり奥さんかなあとって挨拶したら、公本さん、市役所や県は何しようですかねって。梅檀の木をねえ、抜いておられるんですよ、30センチくらいの木になったやつを。3年投げっぱなしにしたらもう手に負えないのです。もう10数年前から市や県の農業関係の所には、このまま放置したら、それこそ弓浜半島は森林になってしまうよということをずっと言っています。私が農業委員になってからも、事務局職員さんに一緒に見てくれるかと。梅檀や雑木がねえ、道路脇、畑にねえ何本生えているか。ざっと考えて、わずか15分か20分車で走っているうちに、もう千数百本。会長、あと10年で弓浜地区はねえ、淀江に負けんくらいのジャングルになりますよ。間違いはない。今日、現地調査に行って三角地帯の住宅の現地調査に行ったんですけども、あれから100メートルくらい行った左側が私の作業場なんですけど、作業場のこっちはねえ、もう高い20メートルくらいの森になっています。私がそこへ行った時はねえ、たかだが5、6メートルの木だったですわ。今はもう艶やかな森ですよ、10年で。だからもし米子市の農業委員会として、たいそう立派な論文の題を出しておきながら、私はちょうど2年過ぎたけど、その時には農業振興をどのようにするか、農地をどういう風に活性するか、論文を書かしたけど、やっている事は転用の賛成か反対じゃなくて、是非この弓浜地区のねえ、農業委員会として、米子市の農林課、県の農林水産部、こちらの方にですわねえ、圧力をかけんと手に負えないようになりますよ。あの、実際見てください。

議長（高西会長）

はい、分かりましたが、事務局、調査してもらいますが今月末までということで、その辺はどうなっていますか。今、公本さんが言われたものは。

事務局（宅和事務局長）

遊休農地かどうかの判断をした結果を付けて提出してもらおうようにしております。

公本農業委員

遊休農地じゃなくて、私だってねえ、公本さん何とかしてくれよって、農家の人が言って来ているので何とかしてやりたい。私自体も同じ農業をやっている何とかしてよとずっと言い続けて。

議長（高西会長）

それは、公本さん、事務局の方にその事は指摘されましたか。

公本農業委員

だから事務局にそういう事もちゃんと報告しているんですよ。

議長（高西会長）

事務局、聞いちょうか。

事務局（宅和事務局長）

この間の総会で、公本さんはそのような発言をされていたと思います。

議長（高西会長）

ちょっとなあ、公本さんと最適化推進委員さんと、まあ、私も現場を見させてもらうけども、見てきちんと調べておいて。そうしたら県や米子市や農林課と相談してどうするかという事を。公本さんいつも言うけども、なんか委員会の怠慢のようではけんから調べておいて、公本さん。一つ頼みますわ。

公本農業委員

ぜひ頑張ってください。

議長（高西会長）

他にありませんかいね。

無いようですので、県農業会議会議員の事務報告をさせていただきます。

（鳥取県農業会議会議員の事務報告）

以上ですが、他に何かありましたら。無かったら事務局お願いします。

事務局（日浦担当事務局長補佐）

（ 事 務 連 絡 ）

議長（高西会長）

他にありませんかいね。無いようですので、これを持ちまして、第6回農業委員会総会を終了します。

閉 会 午後3時53分